

第66号議案

府中市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年11月29日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定審査事務等に係る手数料を見直すほか、所要の改正を行うものであります。

府中市手数料条例の一部を改正する条例

府中市手数料条例（平成12年3月府中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表の5審査事務関係の表10の項単位・金額の欄中「、第4号ア又は第5号ア」を「又は第4号ア」に改め、「を、当該建築物における認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同欄第1号中「市長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し」に、「7,200円」を「7,100円」に、「23,000円」を「22,000円」に、「61,000円」を「57,000円」に、「104,000円」を「94,000円」に、「172,000円」を「161,000円」に、「216,000円」を「190,000円」に、「234,000円」を「203,000円」に改め、同欄第2号を削り、同欄第3号中「前2号」を「前号」に、「47,000円」を「52,000円」に、「109,000円」を「122,000円」に、「175,000円」を「196,000円」に、「345,000円」を「386,000円」に、「617,000円」を「691,000円」に、「1,062,000円」を「1,188,000円」に、「1,964,000円」を「2,198,000円」に、「2,809,000円」を「3,140,000円」に、「3,443,000円」を「3,847,000円」に改め、同号を同欄第2号とし、同欄第4号中「88,000円」を「85,000円」に、「151,000円」を「140,000円」に、「250,000円」を「242,000円」に、「311,000円」を「284,000円」に、「336,000円」を「304,000円」に改め、同号を同欄第3号とし、同欄第5号中「68,000円」を「78,000円」に、「160,000円」を「183,000円」に、「255,000円」を「293,000円」に、「504,000円」を「579,000円」に、

「903,000円」を「1,037,000円」に、「1,552,000円」を「1,782,000円」に、「2,872,000円」を「3,296,000円」に、「4,106,000円」を「4,710,000円」に、「5,032,000円」を「5,770,000円」に改め、同号を同欄第4号とする。

別表の5審査事務関係の表11の項単位・金額の欄中「、第4号アからケまで又は第5号アからケまで」を「又は第4号アからケまで」に、「、第4号ア又は第5号ア」を「又は第4号ア」に改め、「を、変更認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削る。

別表の5審査事務関係の表12の項事務の欄及び名称の欄中「場合」の次に「又は管理者等が選任された場合」を加え、同項単位・金額の欄中「2,100円」を「2,300円」に改める。

別表の5審査事務関係の表13の項単位・金額の欄中「2,100円」を「2,300円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(適用区分)

2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、この条例による改正前の府中市手数料条例別表の5審査事務関係の表11の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「、第4号アからケまで又は第5号アからケまで」とあるのは「又は第4号アからケまで」と、「、第4号ア又は第5号ア」とあるのは「又は第4号ア」とする。